

|                        |  |
|------------------------|--|
| 入札公告日                  | 令和5年1月10日  |
| 入札方法                   | 条件付き一般競争入札(郵便入札)   |
| 事業年度                   | 令和4年度  |
| 事業番号                   | 博老第82号   |
| 事業名                    | 博愛園大規模修繕事業及びそれに伴う介護ロボット・ICT導入事業                                      |
| 事業場所                   | 御坊市名田町野島1-9  |
| 事業期間                   | 契約締結の日の翌日から令和5年3月15日まで   |
| 入札書提出期間                | 令和5年1月11日午前9時から令和5年1月24日午後1時までに、郵便にて入札書を提出すること                       |
| 開札の日時                  | 令和5年1月24日午後1時  |
| 開札の場所                  | 日高博愛園事務室   |
| 入札参加資格                 | 過去5年以内に、介護施設等の大規模修繕事業及びそれに伴う介護ロボット・ICTの導入事業(類似事業を含む。)において、事業実績がある事業者 |
| 最低制限価格の有無              | 有  |
| 前払い金の有無                | 無  |
| 部分払い金の有無               | 無  |
| 理事会の議決の要不要             | 要  |
| 契約保証金の要不要              | 不要   |
| 仕様書等の閲覧及び<br>契約条項を示す場所 | 日高博愛園事務室<br>(希望により電子メールにて送付)   |
| 現場説明                   | 現場説明はないが、必ず現地を確認して入札すること。  |

## 1 入札条件

- (1) 入札は、入札書に記名、押印のうえ、封筒に入れ封印をし、入札者の氏名(社名)並びに事業年度・事業番号、事業名及び事業場所を表示して、所定の時刻までに郵便(一般書留、簡易書留又は配達記録郵便)により提出しなければならない。  
上記の郵送方法以外の方法により提出された入札書は、不受理とする。
- (2) 入札は、総価においてすること。
- (3) 入札書の入札金額は訂正することができない。
- (4) 入札書を郵便により提出したのちは、入札書の書換え、引換え、撤回をすることができない。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、郵便による提出後、110分の100に相当する金額になっていない等の理由による入札書の無効の申し出は認めない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札者は、入札書を提出する際に、併せて入札参加資格を証する書面を提出しなければならない。この場合、様式は任意でよく、既存の資料等により確認できるもので代替することも可能。

## 2 入札の延期又は取りやめ等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめことがある。
- (2) 入札者が1人のときは、入札を取りやめる。

## 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 所定の時刻までに提出がなかった入札
- (3) 同一事項の入札について、入札者が2以上の入札をした場合のそのいずれの入札
- (4) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (5) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (6) 金額を訂正した入札書による入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (8) その他入札に関する条件及び入札公告に違反した入札

#### 4 入札の失格

最低制限価格に対する入札書比較価格(最低制限価格の110分の100に相当する価格をいう。)を下回った価格の入札をした入札

#### 5 その他必要な事項

- (1) 落札者は、入札執行者から交付された契約書の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に、これを入札執行者に提出しなければならない。この場合、落札者が書面によりその延期を申し出た場合において事情やむを得ないと認められるときは、この期限を延長することができる。
- (2) 仕様書等を閲覧する場合は、所定の場所で閲覧すること。
- (3) 落札者は、落札後直ちに消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨を入札執行者に申し出るとともに、そのときに交付される課税事業者届出書又は免税事業者届出書を契約書の案とともに提出しなければならない。
- (4) 落札者は、契約時に、大規模修繕と介護ロボット・ICT関係に分別した工事内訳書を提出しなければならない。